

## 本債券の資金使途

本債券の調達資金は、全額を国際協力機構法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務に充当する予定です。（但し、石炭火力発電事業への出融資を除きます。）

当機構が、2023年4月に公表した「JICAソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク」は、国際資本市場協会のソーシャルボンド原則2021、グリーンボンド原則2021及びサステナビリティボンドガイドライン2021に適合する旨のセカンドパーティーオピニオンを、独立した第三者機関であるムーディーズ・ジャパン株式会社より2023年4月7日付で取得しています。上記フレームワークに基づき、サステナビリティボンドとして本債券を発行します。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等に対する譲許的条件による貸付である「円借款（ドル建て借款を含む、以降同じ）」と、我が国又は開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外投融資」があります。

有償資金協力は、開発途上国・地域の持続的な発展を支援するために実施されるものであり、電力、道路、鉄道といった基本的なインフラ整備、安全な水、廃水・廃棄物処理、教育や保健・医療といった必要不可欠な社会サービスの整備、持続可能な食料システム構築と貧困削減を促進する農業・農村開発、雇用と経済成長を支える産業開発・中小企業の育成、気候変動対策、自然資源・環境の持続的管理、防災・災害からの復興、ジェンダー平等・女性のエンパワーメント促進、平和構築などの支援が含まれます。円借款の供与に当たっては、協力相手国の所得水準、協力分野、我が国の優れた技術やノウハウの活用の有無などに応じ、供与条件（金利、償還期間等）を決定しています。

当機構は、有償資金協力事業すべてが社会的課題の解決に貢献する事業としてソーシャルボンドの資金使途を満たすと考えます。また、これらには、社会的課題の解決に加えて環境面の課題解決にも貢献する事業が含まれます。このため、当機構のサステナビリティボンドの資金使途は、ソーシャルボンドの資金使途のみを満たす事業に加え、ソーシャルボンドの資金使途を満たし且つ環境面の課題解決にも貢献する事業により構成されます。

資金使途、事業の評価・と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニングは下記のフレームワークにて詳述しています。

JICAソーシャル/サステナビリティボンドフレームワーク

[https://www.jica.go.jp/investor/ku57pq00000jmjhv-att/bond\\_framework\\_jp.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/ku57pq00000jmjhv-att/bond_framework_jp.pdf)

### 【参考】

セカンドパーティーオピニオン（発行者：ムーディーズ・ジャパン株式会社）

[https://www.jica.go.jp/investor/ku57pq00000jmjhv-att/bond\\_opinion\\_jp.pdf](https://www.jica.go.jp/investor/ku57pq00000jmjhv-att/bond_opinion_jp.pdf)